

学校いじめ防止基本方針

宮城県立支援学校小牛田高等学園

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では生徒の尊厳が保持され、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、学校・その他の関係者の連携を図りながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

家庭においては、保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との密接な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが重要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連携を密にしていくことが重要である。

2 いじめ防止対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対応を講じていく。また、必要に応じて関係機関の援助を仰ぎ、生徒のよりよい方向を探るために、保護者と連携をとりながら指導や支援の手だてを検討する。

(1) 前兆把握と早期対応に努める。

重大な問題行動の前兆を把握した時、または重大な問題が発生した時は早期に協議し、適切な指導や支援を行う。

(2) 役割分担と情報の共有を円滑に行う。

連携の流れをもとに的確な役割分担で対応し、情報の共有（職員会議等）を図り、共通理解による共同行動をとる。

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生活指導部長、舎務部長、学年主任、養護教諭、寄宿舎指導員長、寄宿舎生活指導係、PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部関係委員（人権擁護委員）、校医

< 活 動 >

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止

- ①弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②いじめの未然防止のため生徒の豊かな情操と道徳心を培い、基本的なコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者並びに外部委員その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に自主的に取り組む生徒会活動に対する支援を行う。
- ④人権教室を開催して、自他を認め合い、有意義な高校生活を送るための学習の機会を設ける。
- ⑤携帯・スマホ利用研修会を実施し、日々変化するインターネット・SNSを利用したトラブルやいじめ、情報モラルについて生徒や保護者、教職員が理解を深める。
- ⑥校内における教職員研修の充実を図り、本校生徒の特性、行動及び内心面の理解に努めながら、PDCAサイクルにより基本方針の点検・見直しを行う。

(2) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査及び面談
- ②教育相談、家庭訪問（1学年）を通じた生徒及び保護者からの聞き取り調査

(3) 相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ②いじめ相談窓口の設置 窓口：担任、寄宿舎指導員、養護教諭、各学年主任、

(4) いじめに対する措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③「問題行動発生時の連絡指導体制」マニュアルに合わせて指導体制を整えると共に、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、宮城県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を，宮城県教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ①調査結果については，宮城県教育委員会を通じて知事に報告する。
- ②上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

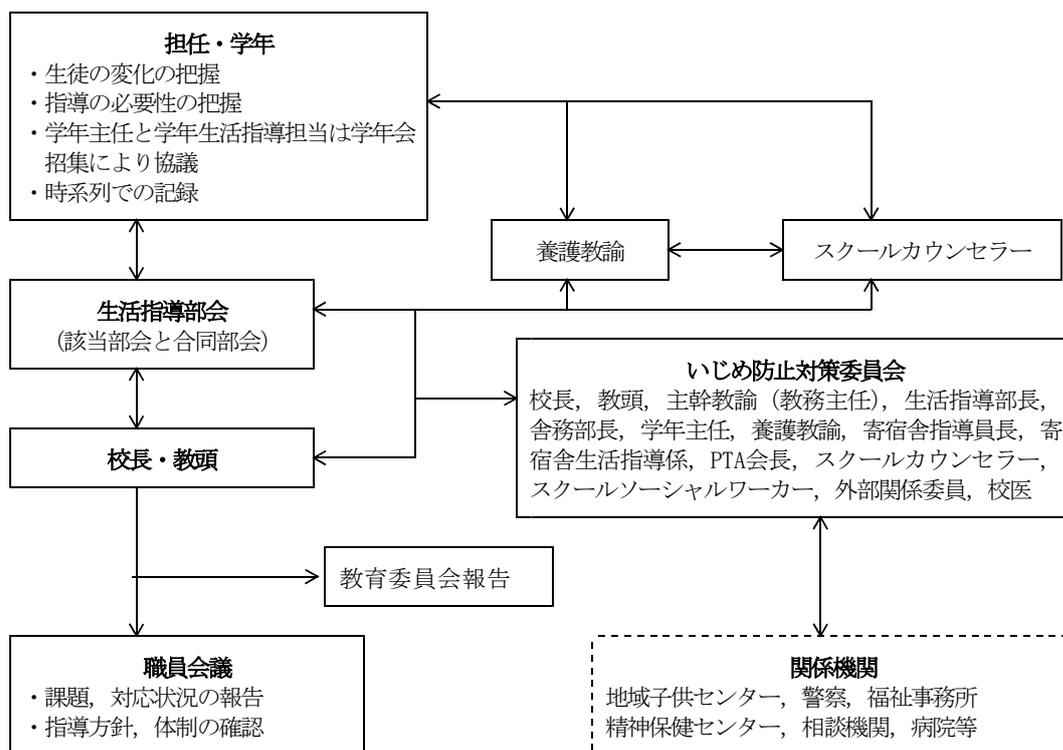
4 その他の留意事項

(1) いじめの対策年間指導計画

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(2) 組織的指導体制（連携の流れ）



(附則)

- 1 この学校基本方針は，平成26年4月1日から運用する
- 2 「宮城県いじめ防止基本方針」の改定に伴い，一部内容を，平成30年12月12日に改訂する